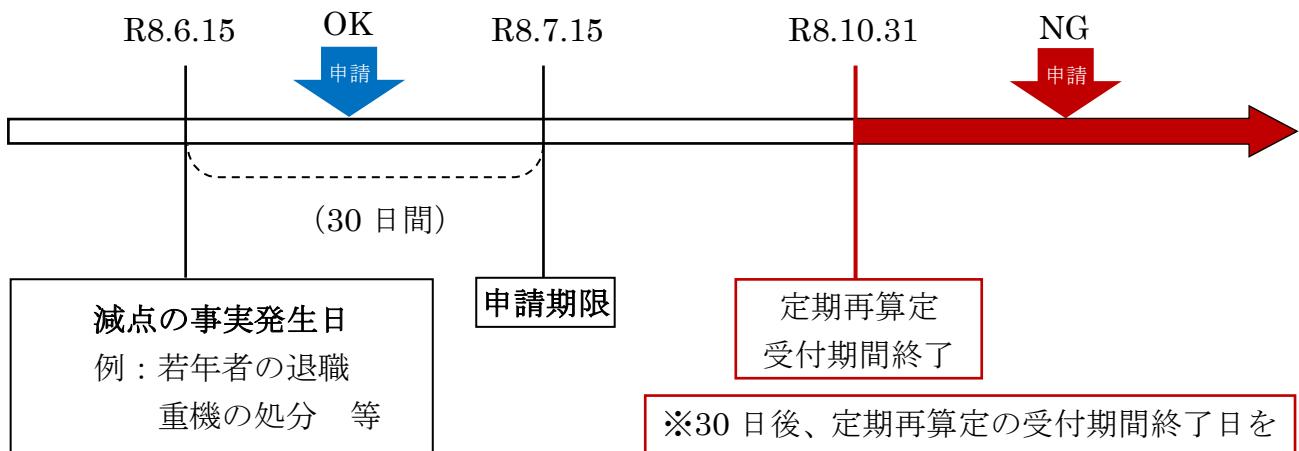


◇報告の怠りによるランクダウンとなってしまう例

※事実発生日から**30日間**以内に
減点の申請をしてください。



参考: 若年者の退職の場合

令和8年6月15日付退職

令和8年6月16日が1日目

令和8年7月15日が30日目（申請期限）

※30日後、定期再算定の受付期間終了日を
過ぎるまで減点の申請を怠っていると、
90日間のランクダウン対象となります。

※重機及び資材に係る項目について、故意
に虚偽の申請を行って加点を受けた場合に
は、**180日間のランクダウン対象**となります。